

議案第55号

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例に関する意見決定の件

西宮市長が西宮市附属機関条例の一部を改正する条例を制定するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和2年2月5日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

(別 紙)

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例に関する意見

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和2年2月5日

西宮市教育委員会

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例

西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「西宮市入札監視委員会に」を「委員会に」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市入札監視委員会（以下この条において「委員会」という。）の委員の任期は、当該委員に委嘱された日から当該日の属する年度の翌々年度の7月31日までとする。

第28条の6の次に次の1条を加える。

（西宮市生涯学習審議会の特例）

第28条の7 市長は、第2条第2項の規定により、西宮市生涯学習審議会（以下この条において「審議会」という。）の委員を委嘱しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 会長が特定事項の協議、調査等のため特に必要があると認めたときは、審議会に小委員会を置くことができる。
- 3 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 小委員会は、その設置の目的を達成したときは、解散する。
- 5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 7 臨時委員を委嘱した場合の審議会における第3条第5項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。
- 8 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

別表市長の部地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の款に次のように加える。

西宮市事務執行適正審議会	内部統制制度の整備及び運用その他の適正な事務執行等に関する審議及び助言	5人	内部統制制度、監査又は法令等に関し優れた識見を有する者
西宮市生涯学習審議会	生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する事項、社会教育法(昭和24年法律第207号)第13条に規定する社会教育に係る補助金の交付に関する事項及び同法第17条第1項各号に掲げる業務に関する事項の調査及び審議	15人	学校教育関係者 社会教育又は家庭教育関係者 学識経験者 市民

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(西宮市社会教育委員条例の廃止)

第2条 西宮市社会教育委員条例(昭和26年西宮市条例第12号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際、現に西宮市入札監視委員会の委員である者の任期は、改正後の西宮市附属機関条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定にかかわらず、令和3年7月31日までとする。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、前条の規定による廃止前の西宮市社会教育委員条例に基づく社会教育委員である者は、施行日に新条例に基づき西宮市生涯学習審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

3 施行日から令和4年5月31日までの間に、西宮市生涯学習審議会の委員に委嘱された者(前項の規定により委嘱されたものとみなされる者を含む。)の任期は、新条例第2条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。

西宮市社会教育委員条例

(昭和26年4月4日)

(西宮市条例第12号)

沿革

昭和26年7月3日 条例30号 [1]

昭和35年3月31日 条例9号 [2]

平成12年3月30日 条例56号 [3]

平成26年3月28日 条例52号 [4]

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、西宮市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。 [4]

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに社会教育に熱意と関心を有する者の中から、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。 [4]

第3条 委員の定数は、12名以内とする。 [1] [3] [4]

第4条 委員の任期は、2年とする。 [3] [4]

2 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、委員会においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。 [3] [4]

第5条 委員会は、特別の理由がある場合には、任期中でもこれを解嘱することができる。 [3] [4]

2 委員に欠員を生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。 [4]

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会がこれを定める。 [3]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和26年7月3日西宮市条例第30号 [1]）

この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年3月31日西宮市条例第9号 [2] 西宮市社会教育委員条例等の一部を改正する条例1条による改正付則）

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

付 則（平成12年3月30日西宮市条例第56号 [3]）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に西宮市社会教育委員である者については、この条例の施行の日を含む期間の任期を最初の任期として、改正後の第3条第2項の規定を適用する。

付 則（平成26年3月28日西宮市条例第52号〔4〕）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

社会教育法 抜粋

第四章 社会教育委員

[旧三章を繰下・昭二六法一七]

(社会教育委員の設置)

第一五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

[二項改正・三・四項削除・平一一法八七、二項改正・平一三法一〇六、見出し・二項改正・平二五法四四]

第一六条 削除

[平一一法八七]

(社会教育委員の職務)

第一七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

[三項追加・昭三四法一五八、一項改正・平二六法七六]

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第一八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

[本条全改・昭二五法一六八、二項削除・昭三一法一六三、見出し・本条改正・平二五法四四]

西宮市社会教育委員名簿

(令和2年2月3日現在)

選任区分	役職	委員氏名	性別	年齢	居住地域 (市内・市外)	職業等	任期	備考
学校教育関係者	委員	飯干 英典	男	50歳代	市内	西宮市立中学校長会(甲武中学校長)	令和2年2月3日～令和4年2月2日	
	委員	根岸 直代	女	40歳代	市内	西宮市PTA協議会会長	令和2年2月3日～令和4年2月2日	
市民	委員	三澤 幹之	男	60歳代	市内	西宮市スポーツ推進委員協議会会計	令和2年2月3日～令和4年2月2日	
	委員	川本 輝子	女	70歳代	市内	西宮市子ども会協議会会長	令和2年2月3日～令和4年2月2日	
	委員	田中 理	男	70歳代	市外	西宮芸術文化協会事務局長	令和2年2月3日～令和4年2月2日	
	委員	森 郁子	女	70歳代	市内	西宮市青少年愛護協議会委員	令和2年2月3日～令和4年2月2日	
学識経験者	委員	立田 慶裕	男	60歳代	市外	神戸学院大学人文学部教授	令和2年2月3日～令和4年2月2日	
学識経験者	委員	佐藤 智子	女	40歳代	市外	東北大学高度教養教育・学生支援機構 准教授	令和2年2月3日～令和4年2月2日	
学識経験者	委員	服部 泰宏	男	40歳代	市外	神戸大学大学院経営学研究科 准教授	令和2年2月3日～令和4年2月2日	
学識経験者	委員	本多 千明	女	40歳代	市外	武庫川女子大学教育学部講師	令和2年2月3日～令和4年2月2日	

委員数計 10人 (男性 5人、女性 5人)